

前橋市脱炭素化事業における J-クレジット創出連携事業 仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、前橋市脱炭素化事業における J-クレジット創出連携事業について適用する。

2 趣旨・目的

前橋市は、令和 3 年 3 月に「2050 ゼロカーボンシティまえばし」を表明し、2030 年度までの温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、さまざまな施策を推進している。

このような背景のもと、市有施設において市が導入した再生可能エネルギー設備（以下「再エネ設備」という。）及び省エネルギー設備（以下「省エネ設備」という。）、並びに市民及び事業者が市の補助金を活用して導入した、再エネ設備及び省エネ設備により創出された CO₂排出削減価値（以下「環境価値」という。）について、J-クレジット制度を活用して認証及び販売を行うことで、更なる脱炭素施策の推進につなげることを目指すこととする。

3 業務内容

以下の対象事業により創出された環境価値について、J-クレジット制度に基づく認証及び販売を行い、販売収益の一部を市に還元することを主たる目的とする。加えて、本市の脱炭素関連施策について、市と連携して実施するものとする。なお、本事業に係る一切の費用については、すべて連携事業者が負担することとする。

（１）対象事業

①前橋市の市有施設において導入された再エネ設備及び省エネ設備

②「前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助金」及び「前橋市設備投資支援補助金（省エネ設備導入枠）」を活用して、市民及び事業者が導入した再エネ設備・省エネ設備

なお、②の認証にあたっては、市と連携して対象者への周知、参加促進を行い、J-クレジット制度を活用して認証及び販売を行う。

さらに、今後、導入される上記①②に該当する設備等についても J-クレジット制度を活用し、環境価値の認証及び販売を行うものとし、対象は順次追加することとする。

（２）対象事業の追加

上記以外の新たに実施可能になった方法論等については、本市及び連携事業者の協議により、本協定の枠組み内で本事業の対象として追加することができるものとする。

4 協定期間

（１）業務開始時期

事業開始時期は、協定締結日以降のできるだけ早い時期とするよう努めること。ただし具体的な開始時期は協定締結後に協議すること。

（２）業務期間

協定締結日から令和９年３月３１日までとする。ただし、連携協定期間満了日の１か月前までに、市及び連携事業者のいずれかからの特段の申入れがないときは、当該期間の満了日の翌日から起算して１年間、本協定を更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（３）協定の解除

市及び連携事業者のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、両者の協議の上、解除日の１ヶ月前までに書面で相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。なお、本協定の解除にあたり、相手方に対し、何らかの損害賠償を求めることはできない。

５ 業務フロー

- （１）協定締結後、市は、本事業を実施するうえで必要な、設備情報や補助金実績データ等の資料及びデータを事業者に提供する。
- （２）連携事業者は対象となる環境価値について J-クレジット認証を受けることとする。
- （３）連携事業者は認証された J-クレジット販売活動を実施し、販売先から購入代金を徴収する。なお、販売先、販売価格及び取引方法などの販売方針は、事前に市と協議のうえ決定する。ただし個別取引毎の事業承認は原則要しないものとする。
- （４）連携事業者は、本事業により認証・発行された J-クレジットの販売によって得られた収益の一部を市に還元するものとする。なお、収益の還元方法、配分割合、還元を行う時期その他必要な事項については、別途協議の上、書面により定めるものとする。
- （５）収益の還元後、市と連携事業者は更なる脱炭素施策の推進に向けた連携事業の実施について協議するものとする。

６ その他

（１）体制

①組織体制

業務を円滑・適正に運用するための組織体制、人員配置を行うこと。

②協議

連携事業者は業務の内容及び範囲について市と十分に打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。

（２）権利帰属及び情報管理

①著作権等の保証

連携事業者は、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

②情報の管理

個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じること。本事業により知り得た個人情報を本事業の目的以外に使用してはならない。

③成果物の帰属

本事業に関する所有権や著作権（報告書やデータ等）は、原則として市に帰属することとし、市は、事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、本事業により創出された J-クレジットの所有

権は連携事業者に帰属するものとし、連携事業者はその販売収益の一部を市に還元するものとする。また、連携事業者が本事業の実施以前から有していた固有の知識、技術、システム及びノウハウに関する権利等については当該連携事業者に留保するものとする。なお、市は、本事業において生じる成果物を、連携事業者が本事業の目的の範囲内で他の業務で使用することを妨げない。

（３）コンプライアンス

①透明性の確保

本事業の公共性に鑑み、連携事業者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務に当たること。

②法令遵守

本事業を行うに当たり必要とされる関係法令及び関係条例等を遵守すること。

（４）協定の解除

本仕様書の条件が満たされない場合、協定を解除することがある。解除時において、既に認証を取得し、かつ未販売の J-クレジットがある場合は、市と協議の上、当該クレジットを市に譲渡するか、あるいは解除時点の市場価格に基づき販売したものとみなして販売収益の一部を市に納入するかを決定するものとする。既に販売済みの J-クレジットについては、協定で定めた配分に基づき、その販売収益の一部を市に納入するものとする。

（５）秘密保持

連携事業者は本業務遂行中に知り得た事項について、市の承認なしに他に漏らしてはならない。また、本事業が終了又は解除された場合においても同様とする。

（６）疑義の決定

本仕様書に定めのない事項については、その都度、協議の上、決定するものとする。